

鳥取県居住支援協議会の 取組み

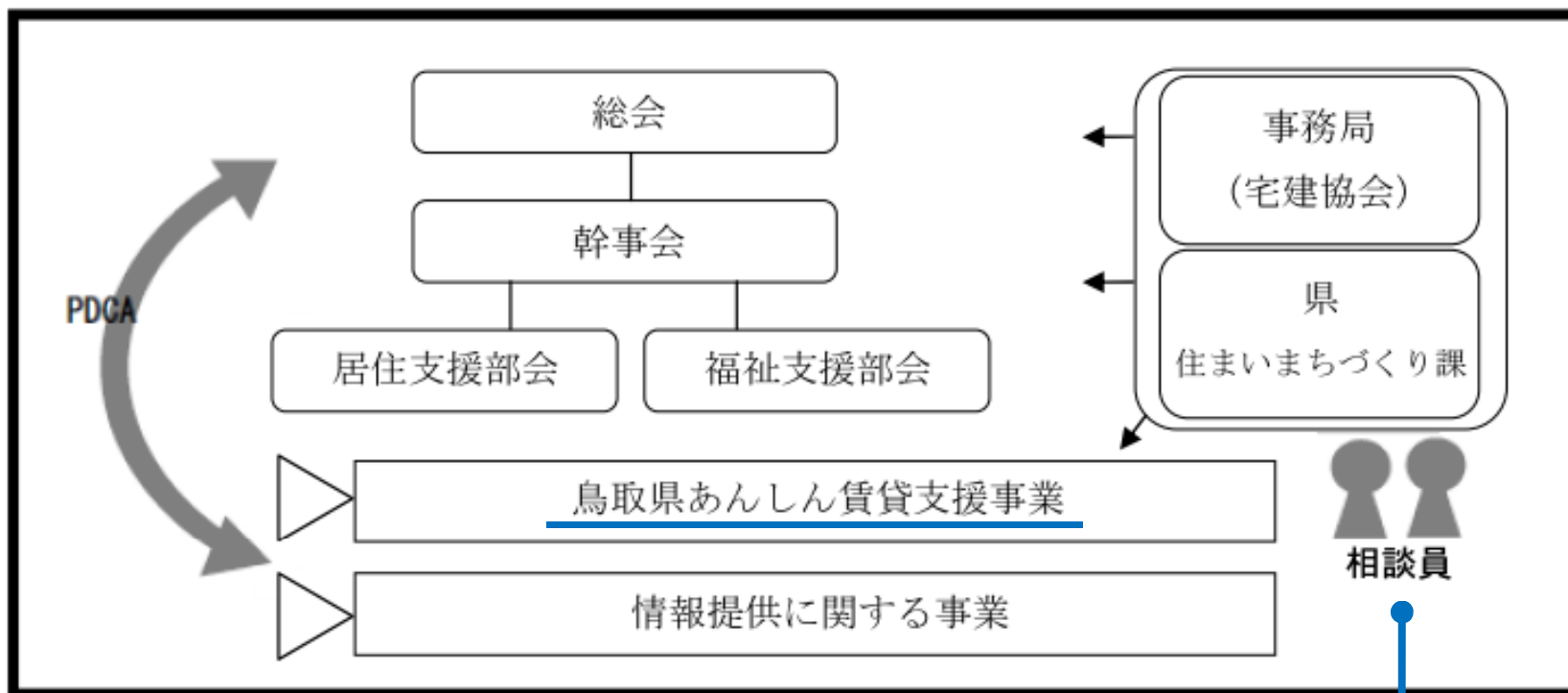
平成26年11月

鳥取県生活環境部

くらしの安心局住まいまちづくり課

- 平成24年11月19日設立
- 会員構成
 - 3 不動産関係団体
 - 10 居住支援・福祉関係団体
 - 県、4 市、1 町（その他町村はオブザーバー）
- 2つの部会（居住支援部会・福祉支援部会）
- 事務局：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

鳥取県居住支援協議会



あんしん賃貸相談員 (2 名)

鳥取県居住支援協議会

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等の方の 住まい探しを応援します。

入居者に突然事故が起きたら…

空室情報を提供したいときは？

保証人が見つからない…

車椅子で入居できる相談できる不動産店は…

もし家賃が支払われなくなったら…

高齢を理由に入居を断られるのでは…

鳥取県 あんしん賃貸 支援事業

貸したい方 ~~~~~ 借りたい方

賃貸住宅のさまざまな不安を解消して
「貸したい」と「借りたい」を
つなぎます



1 高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯等の方の入居に協力する不動産店や賃貸住宅を登録します。

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等の方の入居の相談を受け付ける(裏面をご覧ください。)ほか、あんしん賃貸支援事業に協力する不動産店、賃貸住宅を登録し、公開しています。

登録情報は鳥取県住宅政策課のホームページ(www.pref.tottori.lg.jp/sumai/)、宅建協会が運営するイエとち鳥取(httpt://www.ietochi.jp)で公開しているほか、今後作成する協会のホームページでも公開します。

1 (一財)高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の情報を提供します。

家賃の滞納や保証人の不安がある場合に入居の際の家賃債務などを保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

月額3.5%の保証料で2年間、滞納家賃や原状回復費用などの保証を行います。

1 あんしん賃貸支援事業は、鳥取県居住支援協議会が実施しています。

鳥取県居住支援協議会は、県、市、一部の町、不動産関係団体及び福祉関係団体等で構成する、住宅セーフティネット法に基づく協議会です。あんしん賃貸支援事業や住宅・福祉部会活動を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

鳥取県居住支援協議会

あんしん賃貸支援事業とは

賃貸住宅を経営する家主・不動産店と県・市町村・福祉関係者等が連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する制度です。

借りたい人と貸したい人の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅へ安心して入居できるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。



支援の対象となる方

次の方であって、家賃を適正に支払い、自立した日常生活をおくることが可能な方を対象として、賃貸住宅への入居を支援します。

○高齢者 ○障がい者 ○外国人 ○子育て世帯(小さな子どものいる世帯又はひとり親家庭の世帯)等



高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯等のみなさまへ

ご相談ください 「あんしん賃貸支援事業相談員」が事業への問合せや入居のご相談などをお受けしています。分からないこと、不安なことなどがありましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

地域名	事務所所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東 部	鳥取市川端2丁目125(鳥取県不動産会館1F) 宅建協会東部支部	TEL 090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 午前9時から午後5時 (祝祭日を除く。)
中 部	倉吉市東郷町120-2(ヨコジョウビル3F) 宅建協会中部支部		
西 部	米子市日久美町34-17 宅建協会西部支部	TEL 080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

また、あんしん賃貸支援事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」や、連携する福祉関係の窓口等でも住まい探しのお手伝いをしています。

家主・不動産店のみなさまへ

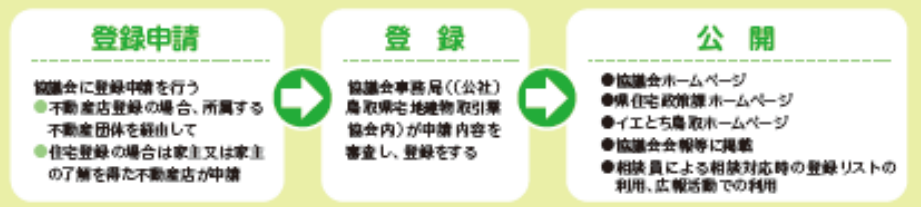
あんしん賃貸支援事業では事業対象者の方の入居に協力する不動産店を「あんしん賃貸住宅協力店」、入居を受け入れる民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録し、広く情報提供を行っています。

行政や福祉関係者等と連携することで、安心して高齢者等に入居いただくことができるため、物件の有効活用が可能となり、また同時に地域社会に大きく貢献することができます。

住居支援の配慮を必要とされている多くの方が地域で安心して暮らしていくためには、皆様の理解と協力が必要です。ぜひ、「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」として登録を行ってください。



「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」登録方法



登録申請の様式は、協議会事務局でお渡ししているほか、鳥取県住宅政策課のホームページ(www.pref.tottori.lg.jp/sumai/)でもダウンロードすることができます。

問い合わせ先 **鳥取県居住支援協議会事務局** 〒680-0036 鳥取市川端二丁目125
(公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内) 電話:0857-23-3569 ファクシミリ:0857-27-1854

野沢相談員
東部・中部担当
H21.7～



田中相談員
西部担当
H22.9～



- 宅建主任者の資格を有する不動産のプロ。
- 高齢者、障がい者等の入居・住替え相談に直接対応。
- 相談者と不動産店・家主、支援団体等のあいだにたつ「コーディネーター」の役割。

鳥取県あんしん賃貸支援事業

基本ルール：あんしん賃貸相談員対応マニュアルに従い対応。

MODEL

● 相談対応モデル

✓ 相談受付



(支援団体、市役所等からの紹介も多い)

✓ 協力呼びかけ

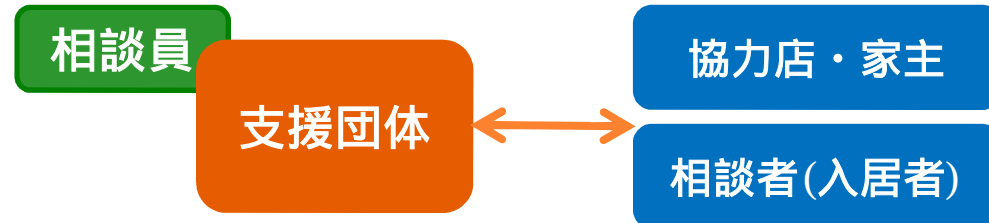


(物件紹介依頼票を F A X)

✓ 調整、契約立会等

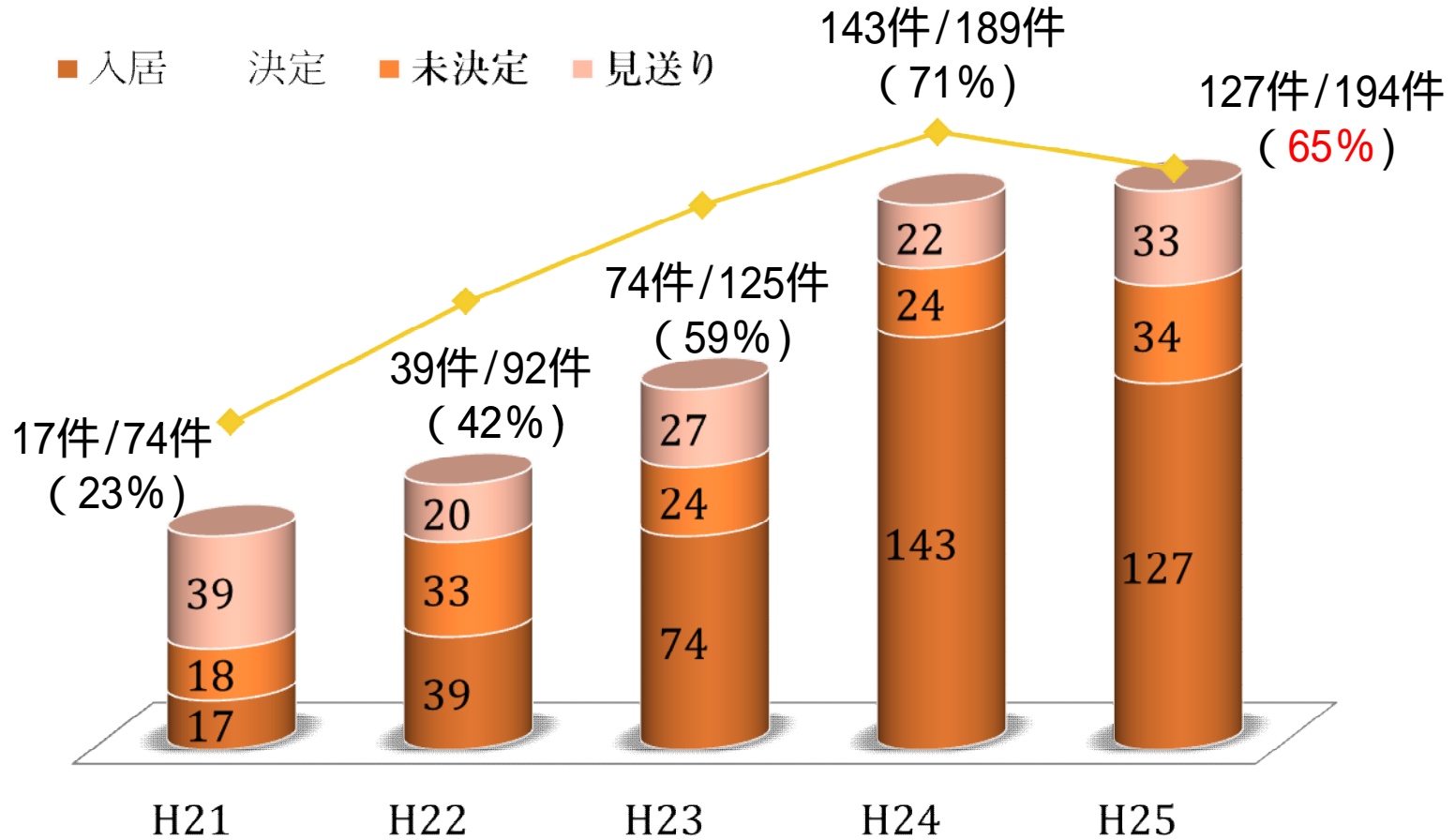


✓ 入居後



鳥取県あんしん賃貸支援事業

● 相談対応実績



鳥取県あんしん貸貸支援事業

- きめこまやかな相談対応。
 - ✓ 不動産店・現地への同行、契約等の立会
 - ✓ 連帯保証人、緊急連絡先の確保
 - ✓ 生活保護申請、生活支援金手続き
 - ✓ 相談員マニュアル（適宜更新、相談員交替への備え）
- 経験・事例の蓄積
 - ✓ 四半期ごとの報告会、困難事例の検証、スキルアップ
 - ✓ 実績を積み重ねるにつれ生まれる安心感・市場価値
- 相談制度の周知
 - ✓ 県政だより、新聞、テレビ、口コミ
 - ✓ 宅建業者研修会
 - ✓ 居住支援協議会の設立により更に地盤強化

鳥取県あんしん貸貸支援事業

神戸市居住支援協議会の 取り組みについて

~ こうべ賃貸住宅あんしん入居制度
運営開始に向けて ~

神戸市居住支援協議会

平成26年11月20日

神戸市居住支援協議会（1）

不動産

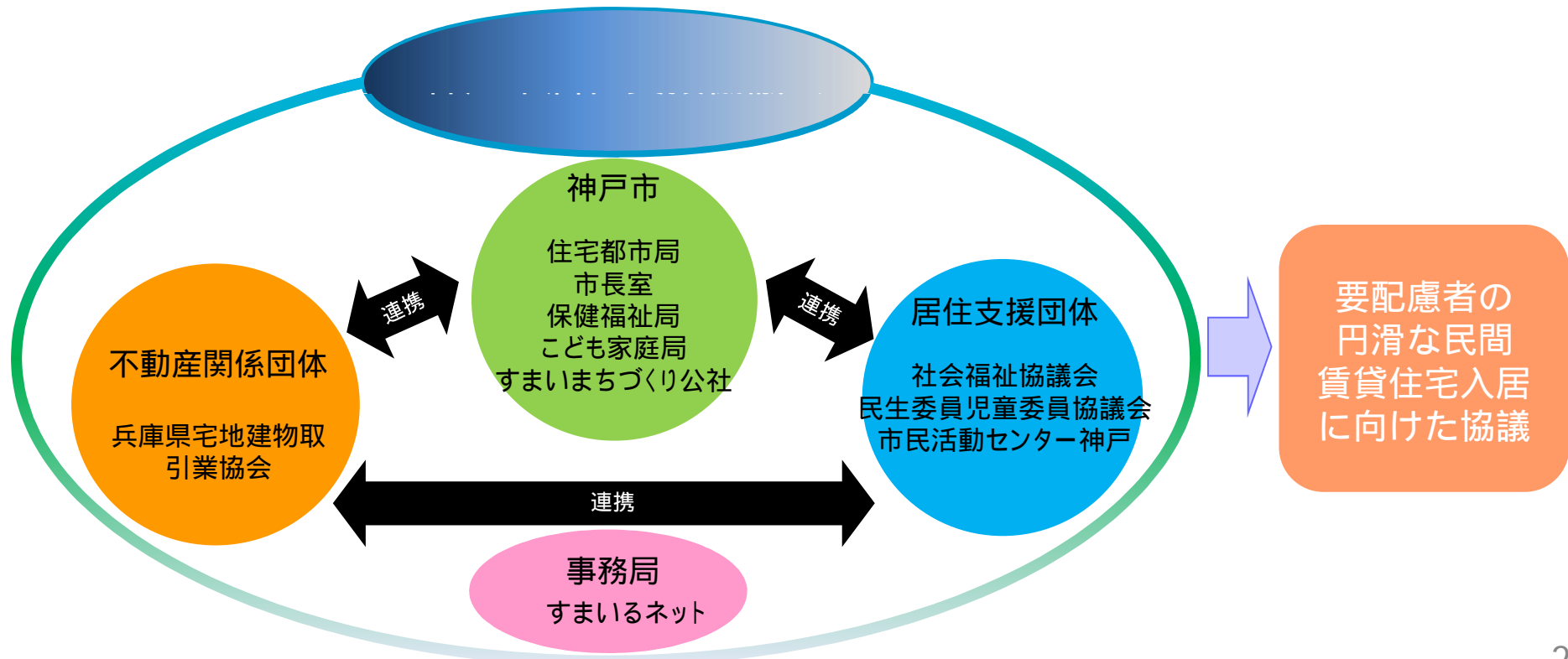


【根拠法】住宅セーフティネット法（H19）

【設立】平成23年12月

【会員】神戸市関係部局、不動産関係団体、居住支援団体

【協議内容】神戸市の賃貸住宅の実情をふまえ、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な措置や解決策を協議、検討



神戸市居住支援協議会（2）

事務局



の事業概要

< 事業概要 >

すまいの相談
すまいに関する
情報提供
すまいに関する
普及啓発
すまい関連
ネットワーク
マンション支援
耐震化支援



< H25年度実績 >

年間利用者数
25,812名(86.0名/日)
年間相談件数
5,352件(17.8件/日)



神戸市居住支援協議会（3）

平成26年度 事業内容

1．高齢者等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援

家主及び高齢者等の不安解消に向けた「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の立ち上げと普及促進

2．利用可能な空き家の有効活用策の検討

高齢者世帯の所有する空き家を活用しつつ、子育て世帯の狭い住宅とのミスマッチを解消する「マイホーム借上げ制度」の利用を促進

3．住宅確保要配慮者の居住の安定のための住宅セーフティネットの再構築

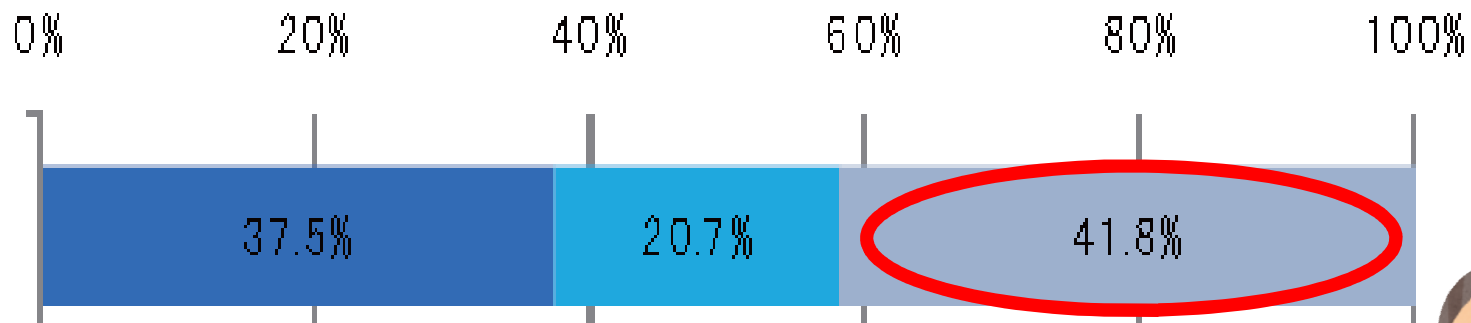
民間賃貸住宅をこれまで以上に住宅セーフティネットとして活用するため、専門家によるワーキンググループを設置し、課題の整理や具体策を検討

市内の民間賃貸住宅の受入れ状況



資料：平成 19 年度神戸市民間賃貸住宅実態調査

■ 受け入れている ■ 受け入れてもよい ■ 受け入れない



高齢者世帯
(回答数=3197)

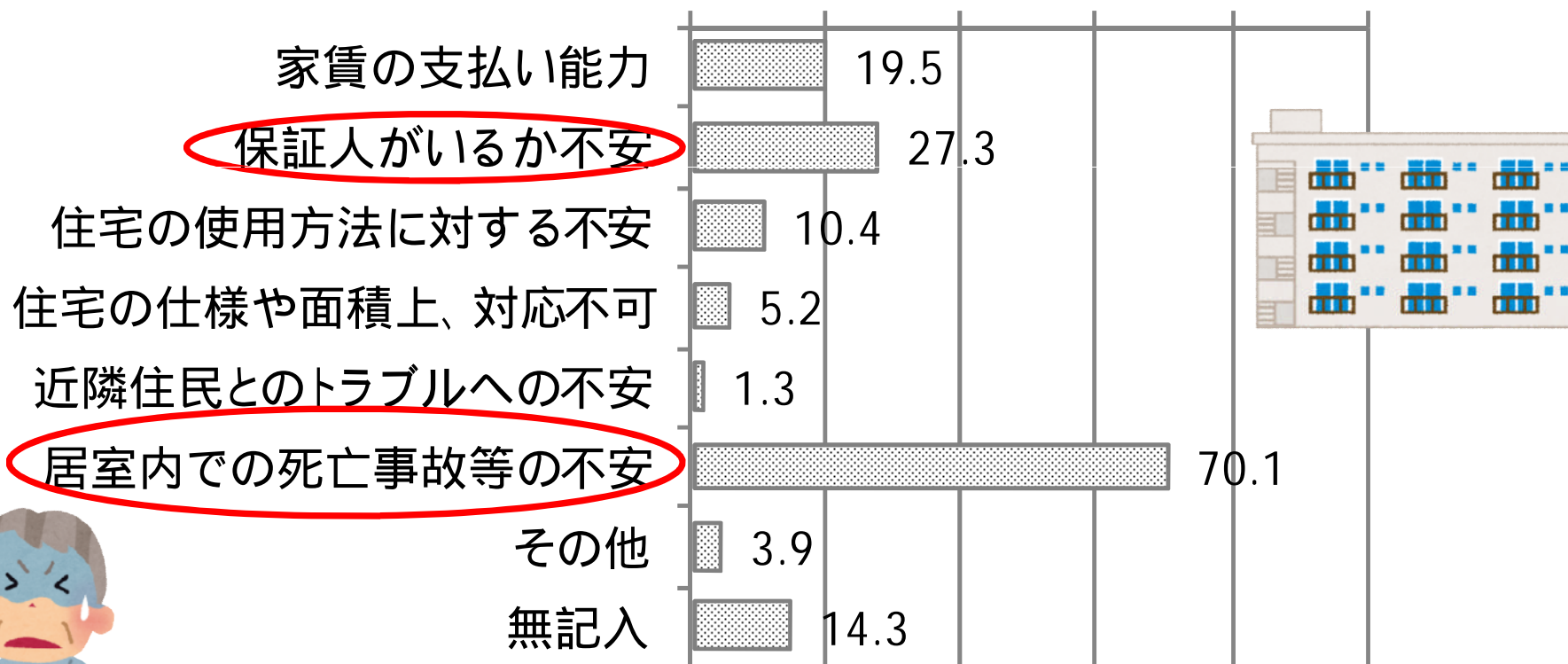


居住支援協議会による調査結果

高齢者の入居を断る理由（複数回答） n=77

(%)

0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0



こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（１）

連帯保証サービス

【内容】 賃貸借契約上の連帯保証人になる（終身保証）

【負担】 18万円以下



貸主及び入居者の不安解消

入居円滑化



残存家財の片付けサービス

【内容】 利用者が死亡した場合に残存家財を片付ける

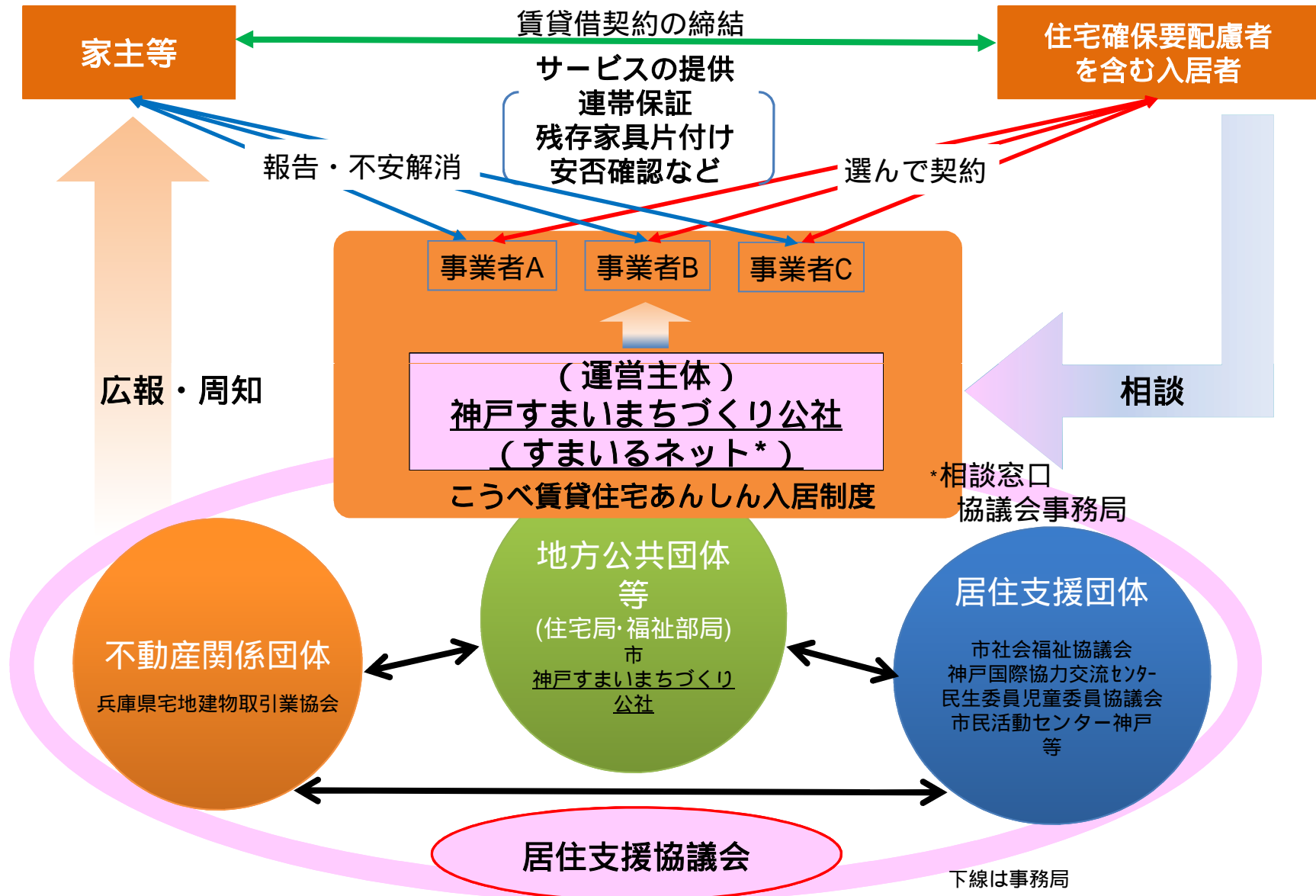
【負担】 原則15万円以下
（面積等に応じて増額の場合あり）

安否確認サービス

【内容】 センサー等により安否確認
異常があればかけつけ対応

【負担】 月4千円以下
（機器代等別途）

こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（2）



こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（3）

制度運営までのスケジュール

平成26年

3月27日
～ 4月21日

事業者募集要項配付



5月12日
～ 5月23日

応募受付

6月・8月

事業者選定評価委員会開催、事業者・提供サービス決定

10月30日

制度運営開始



連帯保証、家財整理業者に仲介

単身の高齢者が賃貸住宅に入居しやすくなるため、神戸市が支援制度を創設する。連帯保証や死亡時の家財整理などを市の外郭団体が業者に仲介。入居前から決めておくことで、家主と入居者双方の不安解消を図る。連帯保証のサービスは自治体の取り組みとして全国初といい、事業者を選定して10月から運用を始める。

(小川 晶)

単身高齢者の 賃貸入居支援

神戸市、10月から新制度

家主の不安も軽減

2010年の国勢調査で、神戸市内で暮らす単身高齢者は8万4193人で、00年の約1.5倍。連帯保証のサービスは終身保証で、同市の外郭団体「神戸すまいまちづくり公社」が相

談窓口となる。公社が調査では、神戸市内で暮らす単身高齢者は8万4193人で、00年の約1.5倍。連帯保証のサービスは終身保証で、同市の外郭団体「神戸すまいまちづくり公社」が相

談窓口となる。公社が調査では、神戸市内で暮らす単身高齢者は8万4193人で、00年の約1.5倍。連帯保証のサービスは終身保証で、同市の外郭団体「神戸すまいまちづくり公社」が相



独居死などへの懸念から、神戸市内の約4割の家主が、高齢者の入居を断るといふ現状がある。

同市は2007年度、高齢者の円滑な入居促進を図る法律の成立に合わせ、家主を対象に調査。高齢者世帯への対応を尋ねたところ、41.8%が「受け入れない」と答え、「受け入れている」(37.5%)を上回った。

11年度には、協議会を置いて検討。高齢者の入居を断る理由を市内の不動産業者にア

独居死懸念 家主4割拒否

アンケートしたところ、回答者の70・1%が選んだのが「居室内での死亡事故等の不安」で、次に多かったのが「保証人がいるか不安」の27・3%だった。

この2項目は「家賃の支払い能力」の19・5%を上回っている。同市住宅政策課は「きちんと家賃が納められる経済状況でも、入居を断るケースがあり得るといふ結果を重くみたと制度創設の背景を説明する。

(小川 晶)

(H26.3.27 神戸新聞朝刊)

こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（４）

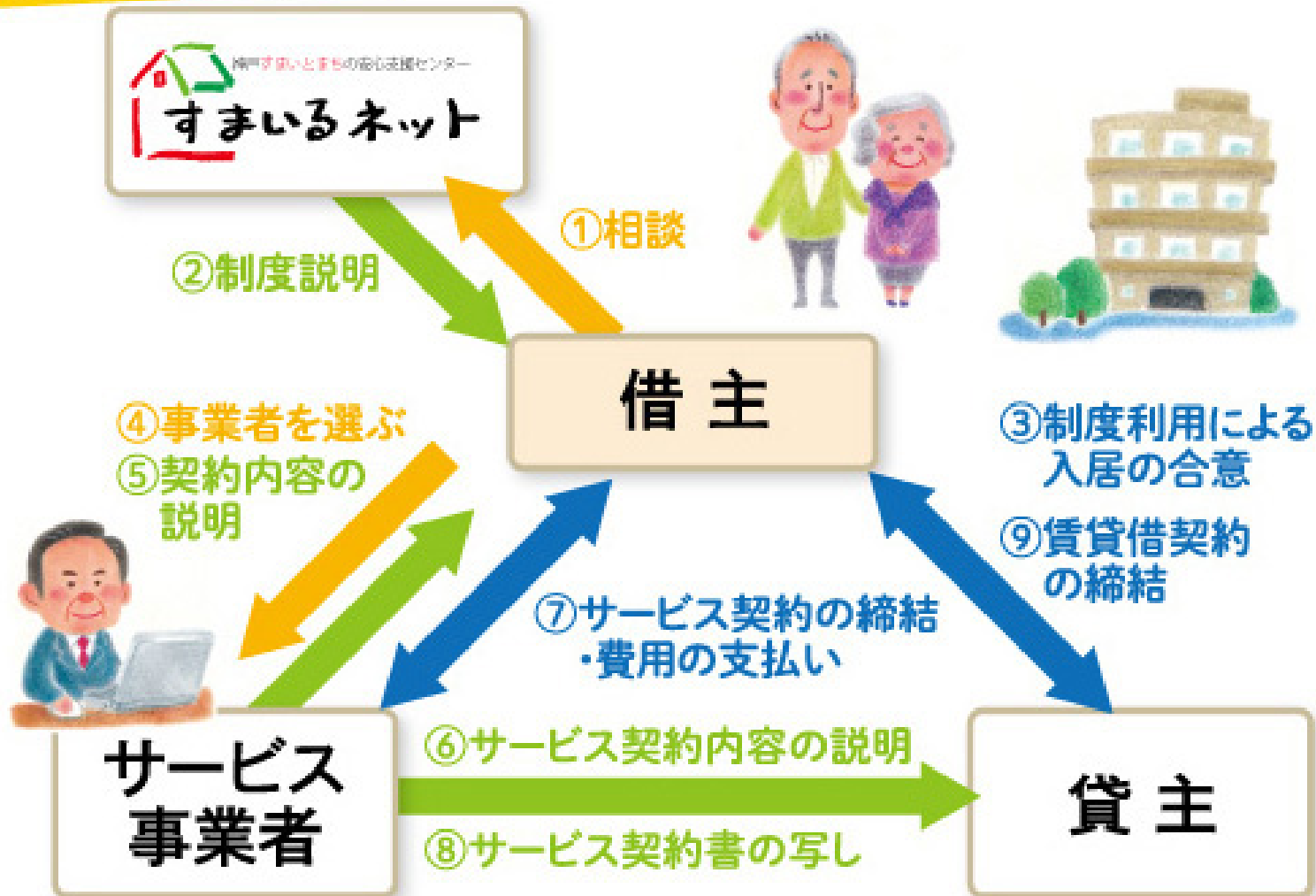
提供するサービスについて

事業者名	提供するサービス					
	基本サービス			その他のサービス		
	連帯保証	残存家具	安否確認	葬儀	死後事務	福祉整理
(一社)エンディングサポート協会						
ホームネット(株)						
総合警備保障(株)						
メモリーズ(株)						
(公財)日本ライフ協会						
西神総業(有)						
(有)のぞみ信用保証						

のサービスについては、利用料を神戸すまいまちづくり公社が預かる

こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（５）

制度利用の流れ



こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（6）

普及の取組み

不動産団体へのPR

- ・全日本不動産協会 兵庫県本部 法定講習会 出席者283名
- ・兵庫県宅地建物取引業協会 神戸地区研修会 出席者713名

民間賃貸住宅オーナーへのPR

- ・神戸市内民間賃貸住宅所有者対象アンケートに制度チラシ同封 10,000件

ホームページでの告知

- ・居住支援協議会、神戸市、神戸すまいまちづくり公社、すまいるネットのHPに掲載

市政記者への資料提供及び新聞連載記事に掲載

地域包括支援センターへのPR

こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（7）

問合せ事例

借り手側

60代女性

<ご相談内容>

分譲マンションに住んでいるが、元気なうちに住み替えたい。

連帯保証人を頼める身内がない。

死後に親戚に迷惑をかけたくないので、家具の片付けなども頼みたい。



貸し手側

賃貸マンション2棟所有

<ご相談内容>

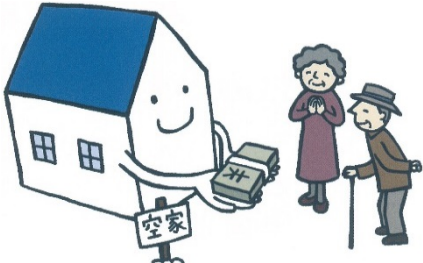
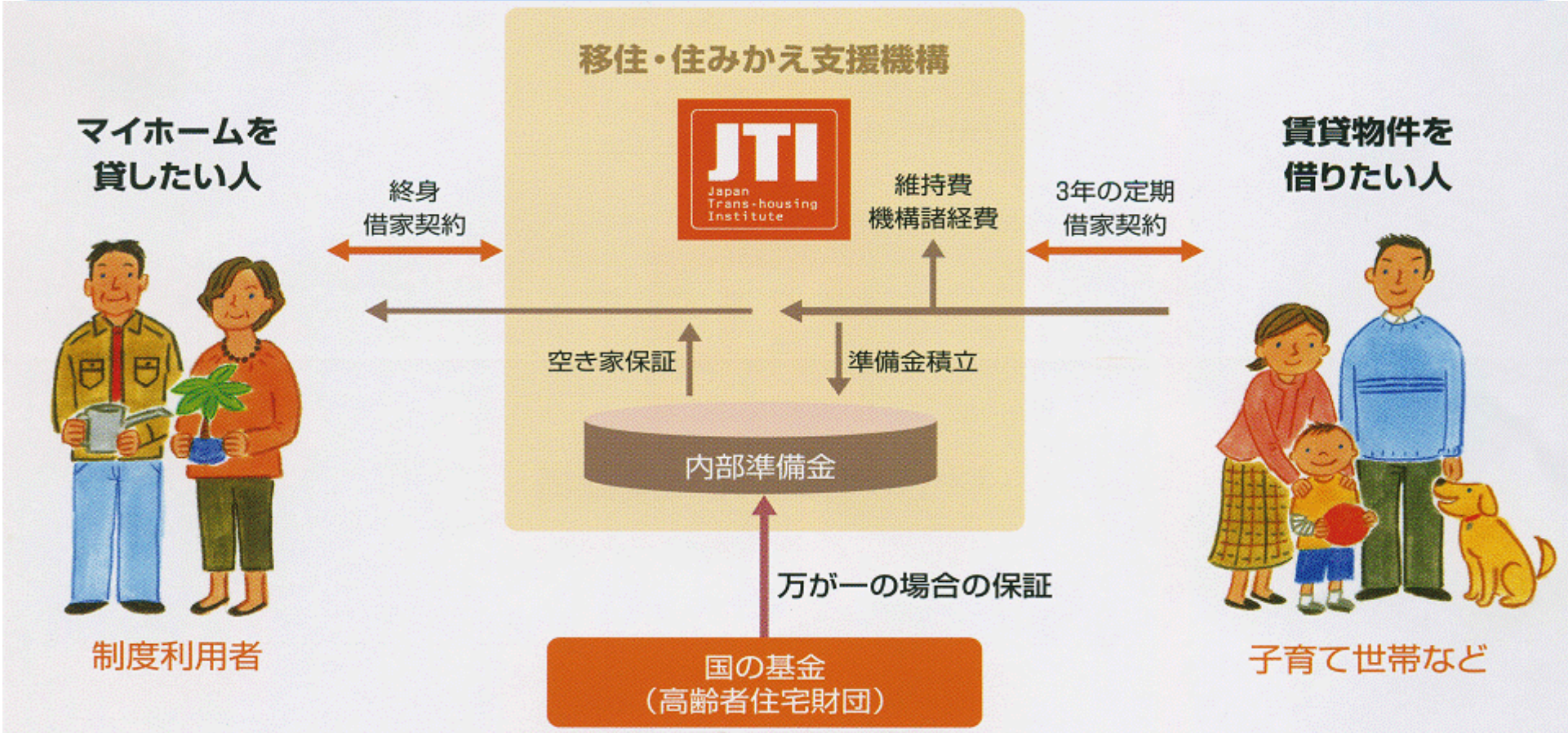
今まで、連帯保証人のいない高齢者の入居を断っていた。

こういう制度があれば、断らず、入居を受け入れることができる。

物件の登録など、考えてもらいたい。



マイホーム借上げ制度の普及（１）



空き家を有効活用したい、
自宅を売却せずに転居したい



住み替え資金に
もうひとつの年金として
空き家対策に

マイホーム借上げ制度の普及（2）

利用例

- ・須磨区南落合1丁目
- ・神戸市営地下鉄「妙法寺」駅 徒歩12分
- ・5LDK 124㎡ 家賃105,000円
(敷金・礼金なし 仲介手数料のみ)

貸主:「自宅を売りたいかったが二束三文でも売れないので自宅を若い人に貸し出し、自分は同じ須磨区内に住む娘さん、お孫さんと同居した。空き家になっても設定された家賃の85%を保証されるというところが今までの不動産屋にはない良い点。」

借主:子育て(子ども3人)真っ最中の5人家族。「前はUR賃貸住宅に住んでいたが、面積の割りに家賃が高かった(60㎡ 93,000円)。この物件は、広さに比べて家賃が安いし、子どもをのびのびと育てられる。」



実績

- ・全国 534件
- ・神戸市内 8件
- (募集手続き中 3件)
- 平成26年10月2日時点

マイホーム借上げ制度の普及（3）

神戸市居住支援協議会での取り組み

平成25年度

- ・「マイホーム借上げ制度」普及のために、事業者向けの説明会を実施。
初年度登録料(12万円)を当協議会が補助。

事業者補助前 1社(神戸市内のJTI協賛事業者)



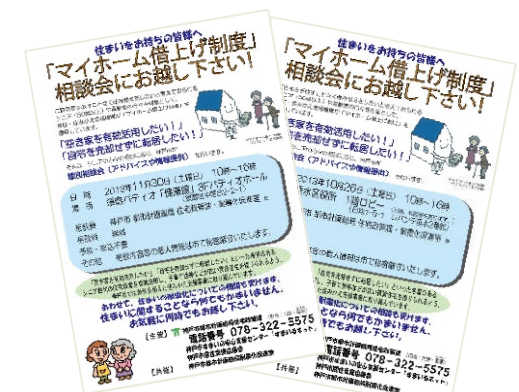
事業者補助後 8社(補助対象外事業者2社を含む)



HLP講習会の様子

- ・空き家対策の一環として、「マイホーム借上げ制度」の利用を含む、すまいの相談会を実施(計3回)。

平成25年10月26日(土) 垂水区	相談者 6組 7人
平成25年11月30日(土) 須磨区	相談者26組27人
平成26年 3月15日(土) 北区	相談者11組13人



相談会チラシ

マイホーム借上げ制度の普及（４）

神戸市居住支援協議会での取り組み

平成26年度

- ・平成24・25年度に引き続き、空き家(予備軍を含む)所有者への制度PRとして、成熟したニュータウン等を対象に、現地住み替え相談会を定期的に開催(計5回予定)。

平成26年 7月27日(日) 東灘区 相談者12組12人

平成26年 8月31日(日) 西区 相談者25組29人

平成26年10月18日(土) 長田区 相談者14組16人

平成26年10月26日(日) 兵庫区 相談者10組11人

平成27年 1月頃 灘区(予定)

- ・不動産関係団体への制度PR(平成26年9月)
兵庫県宅地建物取引業協会 研修会にてPR
全日本不動産協会兵庫県本部 法定講習会にてPR



西区相談会の様子

今後の取り組み

- ・JTI協賛事業者も増えたため、開発時期が比較的新しいニュータウンなど、きめ細かなエリアをターゲットに、各区単位で住み替え相談会の開催、利用の掘り起こし等、働きかけを継続する。
- ・不動産関係団体と連携し、不動産会社への制度PRを行う。

京都市高齢者すまい・生活支援 モデル事業の概要

平成26年11月

京都市

保健福祉局 長寿社会部
都市計画局 まち再生・創造推進室

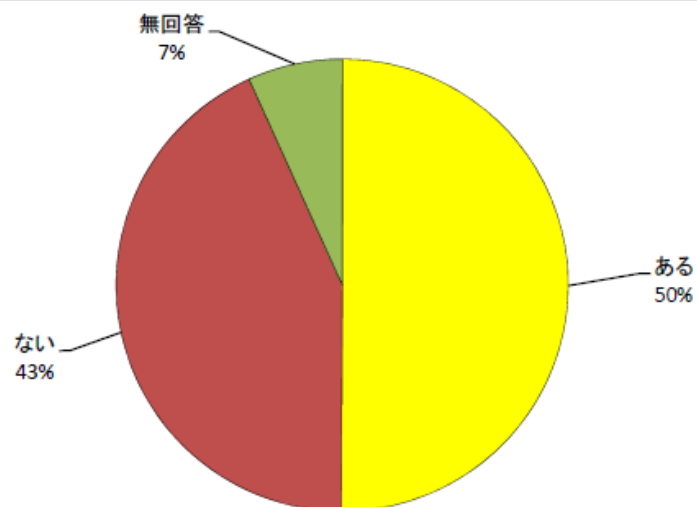
京都市を取り巻く状況

< 高齢者の民間賃貸住宅への入居が敬遠されている状況 >

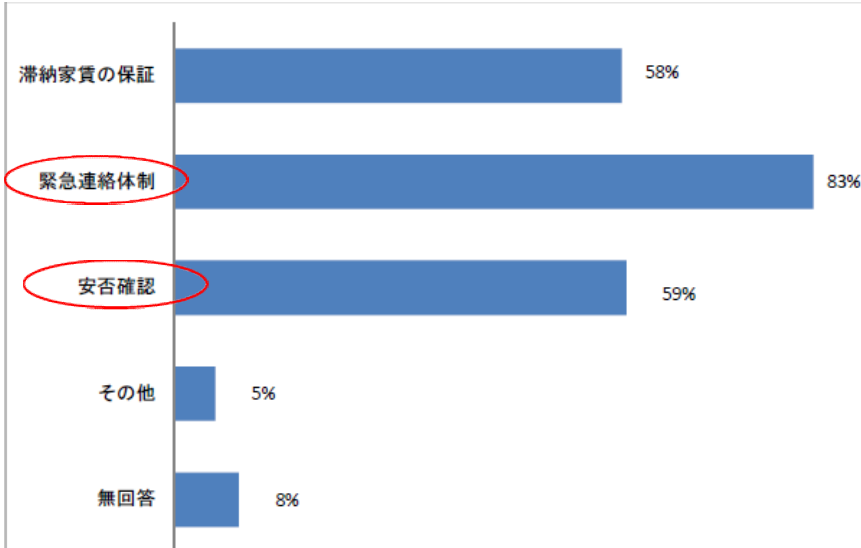
平成22年度に京都府が府内の宅地建物取引業者約3,500社を対象として実施したアンケート調査結果において、家主から高齢者の入居を断るように言われた事業者が50%もあることが分かった。

また、受け入れやすくするための方策として、「緊急連絡体制」、「安否確認」など見守りに関する意見が多かった。

問 賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者については断るように言われたことがあるか。



問 賃貸住宅の家主が高齢者を受け入れやすくするために、有効と思われるものは何か。



京都市居住支援協議会の設立と取組

1 概要

京都市居住支援協議会は、住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)に基づき、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、不動産関係団体、福祉関係団体、京都市(保健福祉局・都市計画局)及び京都市住宅供給公社により、平成24年9月に設立。

2 協議会会員

不動産関係団体	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会京都府支部 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部 一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会
福祉関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
行政等	保健福祉局(長寿福祉課)、都市計画局(まち再生・創造推進室)、 住宅供給公社

3 主な取組実績

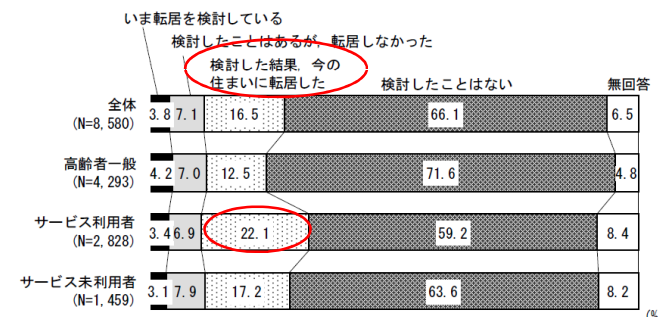
すこやか賃貸住宅 入居支援事業	高齢を理由に入居を拒まない賃貸住宅と、その仲介に協力する不動産業者の登録制度を創設し、ウェブ上で登録受付、空き家情報をリアルタイムで発信
高齢者の住まいの 相談会・見学会	高齢者やその家族を対象に、高齢期の住まいや住み替えに関する個別相談や見学会を実施
高齢者向け住宅 情報冊子の作成	高齢者やその家族向けに、高齢者向け住宅と福祉施設の概要、月額費用の目安、相談先等をまとめた冊子を作成

京都市を取り巻く状況

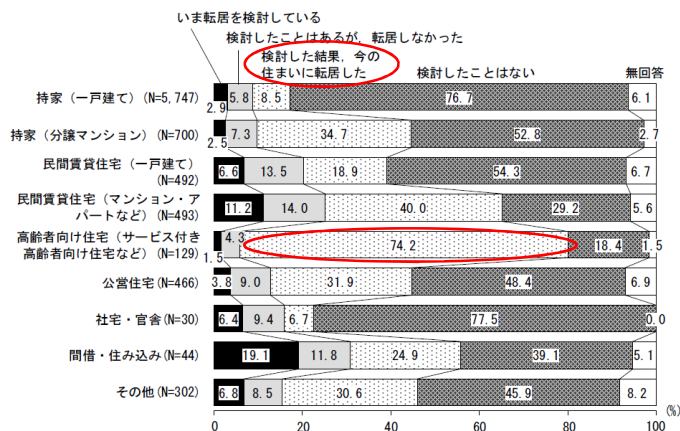
< 住み替え・生活支援ニーズの動向 >

平成25年度に実施した高齢者約2万人を対象とするアンケート調査結果では、60歳以上で転居を検討し、実際に転居した方は、元気な方よりも、生活の細々とした支援ニーズの高い要支援・要介護高齢者の方が多く、また高齢者が転居先として検討する物件(持家以外)の住居費は、多い順に4~5万円未満、2~3万円未満と、低額な物件を検討する傾向があることなどから、低廉な住まいと見守りを含む生活支援サービスへのニーズが高いことがうかがえる。

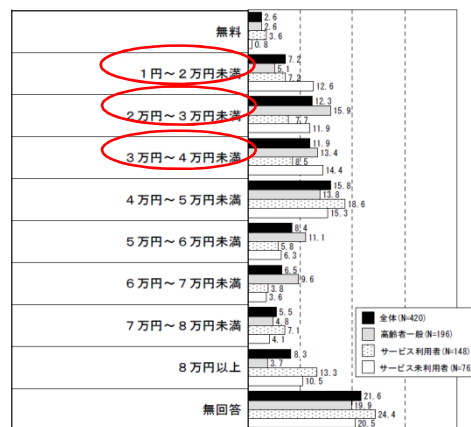
問 60歳になってから、転居を検討したことがあるか。



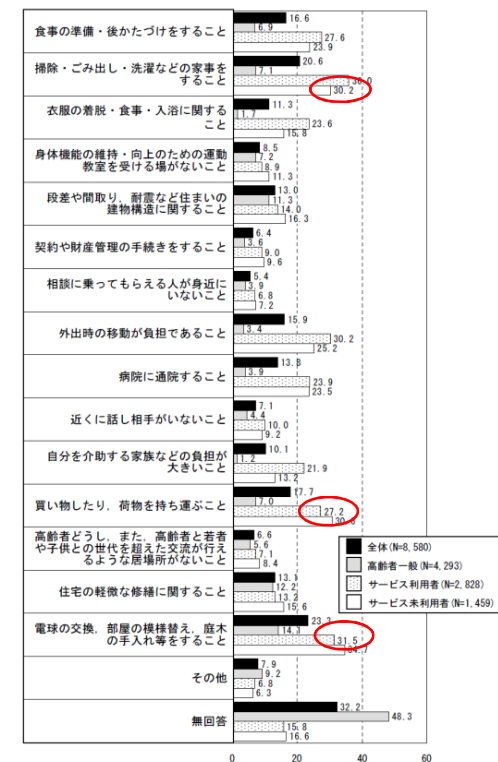
【住居形態別 60歳以上になってからの転居の検討 (全体)】



問 転居先として検討している(検討した)物件の居住費(月額、共益費含む。)



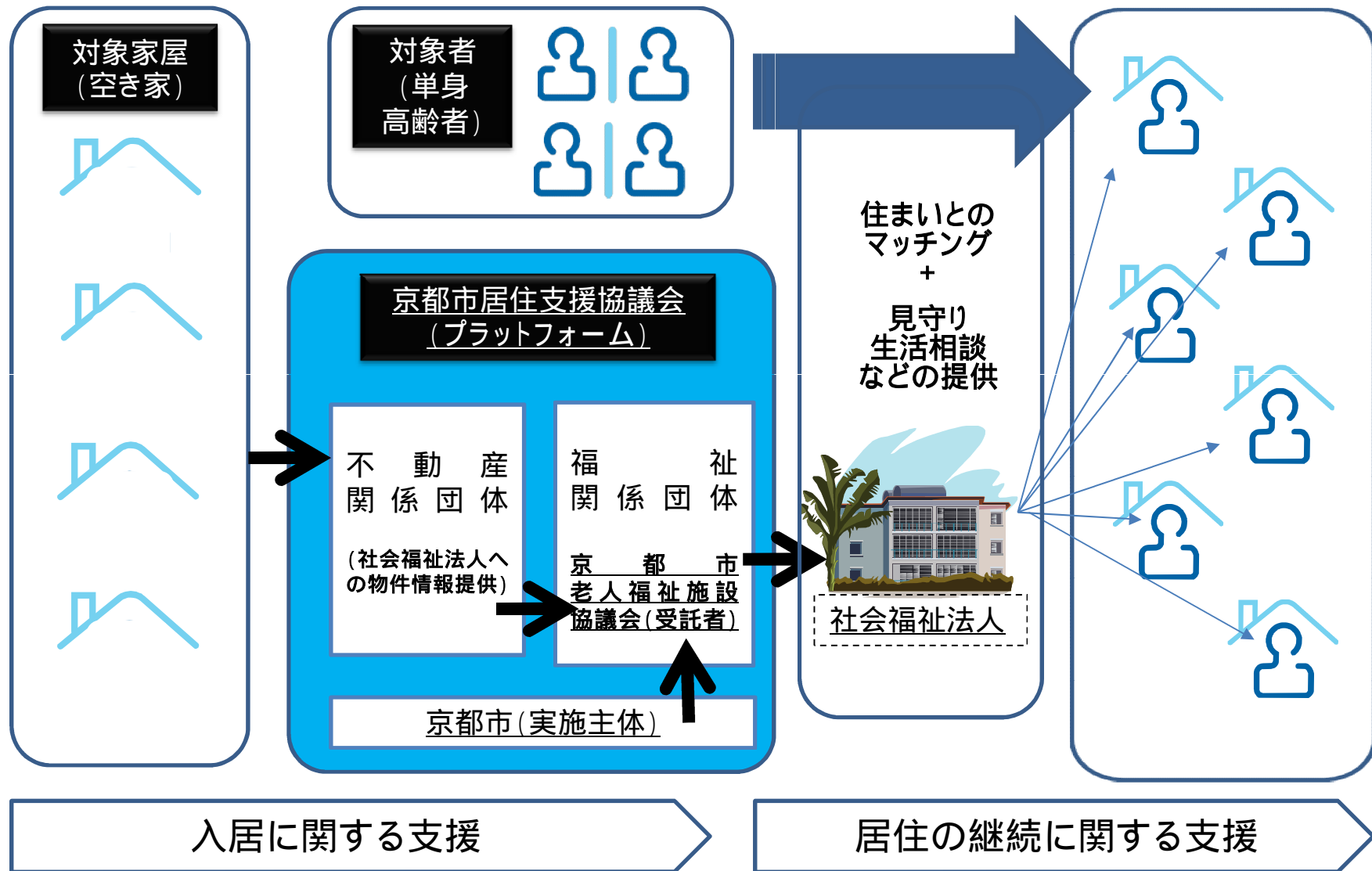
問 今、日常生活の中で不自由と感じているのはどんなことか。



京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の概要

実施主体	京都市
プラットフォーム	京都市居住支援協議会
事業受託者	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会加盟の6社会福祉法人
実施地域	上記法人に近隣する市内6地域で実施
対象	原則65歳以上の一人暮らしの見守り等の支援を必要とする方で、住み替えを希望している方
すまいの支援	プラットフォームに参画する不動産関係団体に、空き家情報の提供や契約手続きの支援、家賃債務保証の紹介等の支援を要請
生活支援	入居者に対し、定期的な見守り、緊急時の対応、保健福祉に関する生活相談等のサービスを提供 市民税非課税の方:無料 市民税課税の方:1,500円/月 (家賃・共益費等は別途必要)
その他	モデル事業終了後も、社会福祉法人による主体的な社会貢献事業として継続して取り組めるよう、プラットフォームにおいて事業内容の検証等を行い、モデル事業の期間中に、持続可能な事業モデルを構築

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業のフロー



京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業 のご案内

京都市すこやか住宅ネット※では、一人暮らしの高齢者の方が
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、
また民間賃貸住宅への円滑な入居を促進させるため、
低廉な「すまい確保」＋社会福祉法人による「見守り」
などのサービスを提供するモデル事業を実施します。



※ 京都市すこやか住宅ネットとは、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会で、京都市・不動産関係団体・居住支援を行う団体などから構成される組織です。

対象となる方

原則65歳以上の一人暮らしの
見守り等の支援を必要とする方で、
住み替えを希望している方

こんなサービスをします！

住み替え後に…

- 定期的な見守り（主に週1回の訪問）
- 緊急時の対応
- 保健福祉に関する生活相談 など

紹介するすまい(住み替え先となる地域)

実施地域（下記）の民間賃貸住宅※

※すこやか賃貸住宅協力店(一部の協力店)の扱うもの(公営住宅、UR賃貸住宅は対象外)に限ります。

モデル事業の対象地域

実施地域（学区）と担当する社会福祉法人(拠点となる施設・問い合わせ先)です。

北区	楽只・柏野・紫野学区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	494-3346
北区	紫竹・大宮・待鳳学区	(福)端山園	地域密着型総合ケアセ ンターきたおおし	366-8025
右京区	水尾・宕陰・嵯峨・広沢・高 雄・宇多野・御室・花園学区	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	881-0403
右京区	嵐山・嵯峨野・常盤野・太 秦・南太秦学区	(福)嵐山寮	嵐山寮	871-0202
南区	祥栄・吉祥院・祥豊・唐橋 学区	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	682-8152
伏見区	稲荷・砂川・藤ノ森・藤 城・深草学区	(福)京都老人福祉協 会	京都老人ホーム	641-6622

生活支援(見守り)サービスの利用料 (※ 家賃・共益費等は別途必要です)

○市民税非課税の方：無料 ○市民税 課税の方：1,500円/月

※当該年度の「介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書」等、課税状況を確認できる書類が必要になります。

ご質問にお答えします

Q どんな住宅を紹介してもらえるの？

A 民間の賃貸住宅から紹介しますので、形態はアパート・マンションから一戸建てまで様々です。希望に応じて紹介します。

Q どんなサービスが受けられるの？

A 住み替え後に、担当の社会福祉法人が、定期的な見守り（主に週1回の訪問等）のほか、生活上の困りごとの相談を希望に応じて実施します。

Q どこに申し込めばいいの？

A 住み替えを希望する実施地域を担当する社会福祉法人に直接ご相談ください。

Q 入居までの流れは？

A 概ね、次のような流れとなります。



面談

・御本人と実施地域を担当する社会福祉法人が面談の上、対象賃貸住宅の中から、御本人の希望に見合う物件を選定

下見

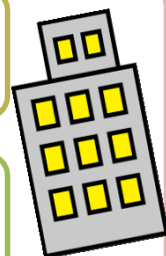
・御本人とすこやか賃貸住宅協力店が、物件の下見

契約

・御本人、家主、すこやか賃貸住宅協力店、実施地域を担当する社会福祉法人との間で、入居の契約、サービスの契約

入居

・入居後、実施地域を担当する社会福祉法人による見守り・生活相談などのサービス提供



ご相談・問い合わせ窓口

社会福祉法人による「見守り」に関するお問い合わせは

一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 TEL075-354-8743

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都4階

京都市すこやか住宅ネットに関するお問い合わせは

京都市居住支援協議会(事務局:京安心すまいセンター)TEL075-744-1670

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

京都市の担当窓口

保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 TEL075-251-1106 fax075-251-1114

都市計画局 まち再生・創造推進室 TEL075-222-3503 fax075-222-3478

